

国民健康保険／後期高齢者医療制度

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険（国保）または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間（令和5年8月1日～令和6年7月31日）に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人と後期高齢者医療制度に加入していた人には、3月下旬から順次、支給のお知らせを送付する予定です。申請してくだ

さい。

他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた人は、その自己負担額も合算できます。詳しくは令和6年7月31日時点で加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料等は対象外です。

☎国保医療課（☎983-2962〈国保〉、☎983-2976〈後期〉）

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合健保）、共済組合等があります。

国民健康保険（国保）は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険等の扶養（同居でなくても加入できる場合あり）に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

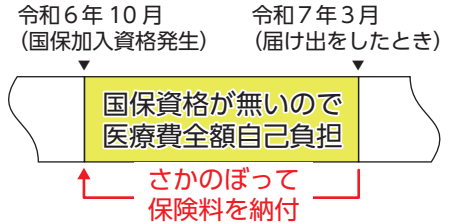
就職や退職、転入や転出等に伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、**必ず14日以内に**国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

■加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません（遡及

制度）。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

（例）令和6年10月に会社を辞めて、令和7年3月に国保の加入届け出をした場合



■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険を使って治療を受けていただけます（一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します）。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

■70歳未満の人

所得金額（※）	区 分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超え901万円以下	イ	141万円
210万円を超え600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
市民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額＝総所得金額等から基礎控除を引いたもの

■70歳以上の人

所得区分	限度額
現役並みⅢ（住民税課税所得690万円以上）	212万円
現役並みⅡ（住民税課税所得380万円以上）	141万円
現役並みⅠ（住民税課税所得145万円以上）	67万円
一 般	56万円
低所得Ⅱ（※1）	31万円
低所得Ⅰ（※2）	19万円（※3）

※1 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人。

※2 市民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除）を差し引いたときに0円となる人。

※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	親子（母子）健康手帳、本人確認書類
	他の健康保険を脱退したとき	健康保険の脱退証明書
	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
脱退する場合	八幡市から転出するとき	資格確認書等（※）
	家族が死亡したとき	資格確認書等（※）、死亡を証明するもの
	他の健康保険に加入したとき	資格確認書等（※）、他の健康保険の資格確認書等（健康保険に加入したことを証明するもの）
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等（※）、保護開始決定通知書
その他	市内転居、氏名変更、世帯主変更	資格確認書等（※）
	資格確認書等の紛失や汚れて使えなくなったとき	本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	資格確認書等（※）、在学証明書

◆届け出にはマイナンバーの記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が届け出を行う時は、前述のものとあわせて、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。

※資格確認書等とは、資格確認書、資格情報のお知らせまたは有効期限内の国民健康保険証をいいます。

バイク等の譲渡・廃車は3月末までに手続きを

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、3月末までに廃車手続きをしてください。譲渡や解体などをした場合も同様に手続きが必要です。

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在に軽自動車を所有する人に課税されるため、4月2日以降に廃車等をして、その年度の軽自動車税（種別割）は全額納めることになります。

熱損失防止改修工事等で住宅の固定資産税を減額

減額要件のA～D全てを満たす熱損失防止改修工事等を行った場合、当該家屋の工事が完了した年の翌年度の固定資産税額（120㎡相当分まで）の3分の1を減額します。

※平成29年4月1日以降の改修により、認定長期優良住宅となった場合は、固定資産税額（120㎡相当分まで）の3分の2を減額します。

■減額要件

A平成26年4月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）であること

B改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

C令和8年3月31日までに次の①の工事、または①と合わせて②～④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合すること

①窓の断熱改修工事（必須）

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

D改修工事に要した費用が補助金等を除き、次のいずれかにあてはまること

▶熱損失防止改修工事の費用が60万円を超えるもの

▶熱損失防止改修工事の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事の費用の合計が60万円を超えるもの

■申請方法

改修工事完了後3カ月以内に、申請用紙と次の書類を添えて申請してください。

・増改築等工事証明書

・納税義務者の住民票の写し（市内在住の場合は不要）

・補助金等の明細書の写し※長期優良住宅の場合は、認定通知書の写しも必要。

※申請時はマイナンバーのわかるものと本人確認書類を持参してください（郵送の場合は写しを添付）。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課市民税係（☎983-1113、2164）

☎税務課資産税係（☎983-2480）